

伊勢原市公告

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき、一般競争入札の参加資格等必要事項を次のとおり公告します。

令和８年１０月１３日

伊勢原市長 萩原 鉄也

１ 入札に付する事項

（１）入札件名

別紙「工事発注概要書」のとおり

（２）工事概要、入札参加要件

伊勢原市ホームページに掲載及び契約検査課にて公表

２ 競争参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たしていることを要します。

（１）各工事に共通する事項

ア 令和７・８年度伊勢原市競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、入札案件ごとに指定された営業種目及び細目の登録を認められていること。

イ 有効な経営事項審査結果通知を受けている者であること。

ウ 工事費内訳書（入札金額を積算したもの）を提出できる者であること。

エ 発注工種に係る建設業法第２６条の技術者を配置できる者であること。

オ 伊勢原市競争入札参加資格停止等措置要領に基づく入札参加資格の停止期間中の者でないこと。

カ 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。

キ 法令等の規定により営業停止を受けていない者であること。（伊勢原市を含む地域に限る。）

ク ２年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生（再生）手続の開始決定を受けた後、「ア」の競争入札参加資格の再認定を受けた者を除きます。

ケ ６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生（再生）手続の開始決定を受けた後、「ア」の競争入札参加資格の再認定を受けた者を除きます。

コ 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。

サ 共同企業体及び協同組合が参加申請する場合は、その構成員でないこと。

シ 直接に国税及び地方税を納付している者であること。

ス 適正な事務所の形態を有する者であること。

セ 役員等（参加をしようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）が伊勢原市暴力団排除条例（以下この項目において「条例」という。）第２条第４号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

ソ 暴力団（条例第２条第２号に規定する暴力団という。以下同じ。）又は暴力団経営支配法人等

(条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等という。以下同じ。)でないこと。

タ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していないこと。

チ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。

ツ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

テ 社会保険等に参加している者であること。(社会保険等とは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいいます。加入の義務がない者は除きます。)

(2) 工事別事項

「工事発注概要書」のとおり

3 競争参加資格確認申請

入札参加希望者は、「工事発注概要書」に記載した期限までに、かながわ電子入札共同システムにより競争参加資格確認申請を行ってください。

4 競争参加資格確認通知

「かながわ電子入札共同システム」により「工事発注概要書」に記載した期限までに資格の有無を通知します。なお、通知後、入札日までの間に、いずれか一つでも資格を備えなくなった場合は、入札に参加できません。

また、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できた場合のみ落札者として決定しますので注意してください。

5 入札書の提出

(1) 入札書は「かながわ電子入札共同システム」により「工事発注概要書」に記載した期間に提出してください。

(2) 入札参加者は、仕様書、図面等を熟覧のうえ入札してください。この場合において、仕様書、図面等について、疑義があるときは「工事発注概要書」に記載した期間に説明を求めることができます。

(3) 入札書には、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載してください。(落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とします。)

(4) 入札執行回数は、原則として1回とします。なお、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の入札がない場合は、再度入札を1回のみ行います。入札書の書替え、撤回はできません。

なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができません。

また、再度入札においては、「5」の(5)に基づく内訳書の提出は不要とします。(この場合、内訳書の提出があっても、提出がなかったものとみなします。)

(5) 入札書の提出の際、入札金額の内訳書(以下、「内訳書」という。)を提出してください。

(6) 本工事は労務費ダンピング調査の対象工事です。「5」の(5)に基づく内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、開札後速やかにその理由の確認を書面にて行います。書面の提出を行わない場合や理由を回答しない場合には、入札に関する条件に違反した入札とし、無効とする場合があります。

(7) 最低制限価格未満の金額による入札は失格とします。

(8) 「5」の(5)に基づく内訳書を提出しない者が行った入札は失格とします。

6 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は無効とします。

- (1) 条件として示した競争参加資格を満たさない者が行った入札
- (2) 競争参加資格確認に必要な書類について虚偽の記載をした者が行った入札
- (3) 入札書の提出の際に提出する内訳書の内容に不備がある者が行った入札
- (4) その他入札に関する条件に違反した入札
- (5) 契約締結前に談合情報があり、調査の結果、談合の事実があったと認められた場合の入札

7 落札候補者及び落札者の決定

予定価格の範囲内で最低制限価格以上の入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とします。落札候補者には、「かながわ電子入札共同システム」でお知らせします。入札参加要件及び指定された書類等を審査し、要件を満たしていることが確認できた場合に落札者として決定します。

審査の結果その者が要件を満たしていることが確認できないときは、当該入札を無効とし、次に価格の低い入札者について同様の審査を実施します。その入札を無効とした場合は、順次、価格の低い入札者から同様の審査をします。

なお、最低の価格をもって入札を行った者が複数ある場合は、「かながわ電子入札共同システム」のくじ引きにより落札候補者を決定し、その者について審査をし、要件を満たしていることが確認できた場合に落札者として決定します。

くじ引きの具体的な方法については、別添「くじ引きの方法について」をご確認ください。

8 疑義申立て

この入札に入札書を提出した者で、設計図書等に疑義がある場合には、保留通知書の発行後から開札日の翌日の午後4時までの間に限り（閉庁日等を除く。）、金入り設計書の閲覧及び疑義申立てをすることができます。ただし、不調又は中止となった入札は対象となりません。伊勢原市ホームページに掲載の「工事等の入札に係る疑義申立て制度について」をご確認ください。

開札日：落札保留通知書の発行後から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

開札日の翌日：午前8時30分から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

9 入札保証金

入札保証金は、免除します。

10 契約保証金

- (1) 契約金額（税込み）が300万円未満

契約保証金は、免除します。

- (2) 契約金額（税込み）が300万円以上

契約金額の100分の10に相当する金額以上を契約締結と同時に納付するものとします。ただし、利付国債証券の提供又は金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第3条に規定する金融機関をいう。）若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、落札者が公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除するものとします。

1 1 その他

- (1) 落札者が契約締結までに「2」に掲げた競争参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しません。
- (2) 契約の締結に当たっては、契約書の作成を要します。なお、契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とします。また、契約書は、落札決定の日から7日以内に提出してください。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (4) 入札書の提出期限までは、いつでも入札を辞退することができます。
- (5) 伊勢原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に該当するものは、仮契約を締結し、議会の議決を得た後本契約とします。なお、議会の議決が得られない場合及び議会の議決までに、地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく参加資格の制限又は伊勢原市競争入札参加資格停止等措置要領に基づく資格停止措置を受けた場合には、仮契約を解除することとします。この場合において、損害の賠償を請求することはできません。
- (6) 公正に入札を執行できないと認められる場合、又はそのおそれがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがあります。
- (7) 万一、「かながわ電子入札共同システム」に障害が発生した場合は、入札を中止又は延期することがあります。
- (8) 入札を中止又は延期した場合において、その入札のために要した費用を本市に請求することはできません。
- (9) 前各号に定めるもののほか、各種法令及び伊勢原市契約規則等の定めるところによります。
- (10) 本案件は、電子契約・電子保証の対象案件です。

くじ引きの方法について

- 1 複数の者が最低の価格をもって入札を行った場合は、かながわ電子入札共同システムにて電子くじを実施し、落札候補者の順位を決定し、その順位に従って審査を行います。

なお、電子くじの方法は、次の「かながわ電子入札共同システム（マニュアル）」の抜粋以下を御参照ください。

電子くじについて

かながわ電子入札共同システムでは、開札の結果くじ引きが必要になった場合に、あらかじめ入札書に入力されたくじ番号を元にして電子くじを実施することができます。

電子くじの仕組みは次のとおりです。

- ①抽選に参加する業者をくじ番号により昇順に並べ替え、「順位番号」を付与します。

（くじ番号が同値の場合は、入札書提出順とします。）

- ②くじ番号合計値 x に発注者が「くじ引き判定ボタン」を押下した日時のミリ秒数 y を加算した数値を抽選参加業者数 z で除算し、その **余り** に 1 を加算した数を「当選数」とします。

計算式： $(x + y) \div z = m \cdots n$ 当選数 $= n + 1$

（例） $x = 16$ $y = 250$ $z = 3$ の場合

$(16 + 250) \div 3 = 88$ 余り 2

当選数 $= 2 + 1 = 3$

注

- ③「順位番号」と「当選数」が一致する業者を「当選者＝**落札者**」とします。

※同じくじ番号が入力された場合でも、選ばれる落札者は 1 名です。

注：上記枠中の落札者を、第 1 順位の落札候補者と読み替えます。

- 2 上記枠中の②において、余り（青枠内）に 2 を加算した者を第 2 順位の落札候補者、3 を加算した者を第 3 順位の落札候補者…と、くじ引き参加者全員の順位を決定します。

第 2 順位の落札候補者以降、余りに加算数値を足した数値が参加業者数を超えたときは、当該数値から参加業者数を引いた数の者になります。

なお、くじ引きの結果については、落札者決定通知書と併せて送付します。

- 3 第 1 順位の落札候補者に対し電話等で連絡の上、書類の提出を求め、競争参加資格を審査します。その結果、要件を満たしていることが確認できた場合は落札とし、落札者決定通知書を発行します。

- 4 第 1 順位の落札候補者が競争参加資格の要件を満たしていると確認できなかった場合は、第 2 順位の落札候補者に対し電話等で連絡の上、書類の提出を求め、競争参加資格を審査します。以降、競争参加資格の要件を満たしていることが確認できるまで、3 と 4 を繰り返します。

入札金額の内訳書（以下「内訳書」という。）の取扱いについて

提出された内訳書が「不備がある」として、下記各項に該当する場合は、当該内訳書を提出した者の入札を無効とする。

1 未提出と同等と認められる場合

- (1) 提出期限までに内訳書が提出されない場合
- (2) 内訳書と関係のない書類が提出された場合
- (3) 他の工事の内訳書が提出された場合（工事案件ごとに定めた書式以外の内訳書である場合を含む）
- (4) 内訳書として提出された書類が白紙である場合
- (5) 内訳書に提出者の押印が欠けている場合（電子入札システムにより内訳書が提出される場合を除く。）
- (6) 内訳書が特定できない場合
- (7) 他の入札参加者が作成した内訳書を入手して使用している場合

2 記載すべき事項が欠けている場合

- (1) 内訳の記載が全くない場合
- (2) 内訳書に入札金額の記載がない場合

3 記載すべき事項に誤りがある場合

- (1) 商号又は名称に誤り（商号又は名称の記載がない等）がある場合
- (2) 内訳書の入札金額が入札書の入札金額と異なる場合
- (3) 内訳書の計算に誤りがある場合

4 その他不備がある場合

工事発注概要書

入札件名		令和8年度 市道186号線舗装打換工事			
工事場所		伊勢原市 桜台一丁目・桜台三丁目 地内			
工期		契約締結日 から 令和9年2月24日 まで			
工事概要		舗装工事 工事延長 L=102.0m 舗装幅員 W=7.1m~7.7m ■取壊工・・・1.0式 ■舗装工・・・1.0式 ■付帯工・・・1.0式 ■仮設工・・・1.0式			
予定価格(税抜き)		事後公表		最低制限価格	有
入札参加要件	業種	営業種目	ほ装	細目	
	所在地	伊勢原市内本店			
	経営事項審査総合評定値	680点未満 (資格登録時のもの)			
	特定建設業許可				
	現場代理人の資格	競争参加資格確認申請日以前に直接的かつ恒常的な3か月以上の雇用関係にある現場代理人を配置できること。			
	配置技術者の資格	建設業法に基づく適正な技術者を配置できること。(競争参加資格確認申請日以前に直接的かつ恒常的な3か月以上の雇用関係があること)			
競争参加資格確認申請期限及び方法		令和8年10月13日(火) 8:30 ~ 令和8年10月19日(月) 12:00 「かながわ電子入札共同システム」により申請してください。			
資格確認通知日		令和8年10月20日(火)			
設計図書の配布方法等		伊勢原市ホームページからダウンロードしてください。パスワードは、電子入札システムにログインして、案件概要中の備考欄を確認してください。 ※公告日から公開します。			
設計図書に関する質問及び回答		質問期限 令和8年10月21日(水) 17:00 電子メールにて、現場説明書に指定された宛先に質問状を送付してください。質問状の様式は、ホームページからダウンロードできます。 ※再質問は受け付けません。 ※かながわ電子入札共同システムの質問回答機能や、電話による質問には対応できません。			
		回答日 令和8年10月26日(月) 伊勢原市ホームページを確認してください。パスワードは設計図書閲覧用と同じです。 ※ 質問をしなかった方も、必ず確認してください。			

入札書の提出期間	令和8年10月28日(水) 8:30 ~ 令和8年10月29日(木) 12:00 ※入札金額の内訳書を添付すること。（「入札金額の内訳書」は配布した様式を使用してください。） （入札書の再提出はできません。事前に必ず質問の回答を確認してください。）
「入札金額の内訳書」の配布方法等	伊勢原市ホームページからダウンロードしてください。
開札予定日時	令和8年10月29日(木) 13:00 以降
	※開札後、保留通知を送付いたしますので必ず確認してください。 開札日の翌開庁日16時以降に、落札候補者価格を示した保留通知を再度送付いたします。 ただし、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で最低の価格をもって入札を行った者が複数ある場合は、開札日の翌日16時以降に、くじ引きにより落札候補者を決定します。
疑義申立て期間	令和8年10月30日(金) 16:00 まで
前金払	伊勢原市契約規則の定めるところによる。
部分払	伊勢原市契約規則の定めるところによる。
落札候補者となった者が提出する書類	開札の結果、落札候補者となった場合は、開札日の4開庁日後の午後3時までに次の書類を提出すること。定刻までに提出のない場合は、落札者としていない場合があります。 なお、疑義申立てにより最終的に入札が無効となる可能性がありますのでご了承ください。 ・ 配置予定技術者等調書及び指定された書類 ※様式は伊勢原市ホームページからダウンロードできます。
その他	・ 入札参加資格の確認ができた者が2者に満たない場合は、入札を中止します。 ・ 「令和8年度 市道70号線舗装打換工事」が施工中の場合は、近接工事扱いとなります。近接工事を施工中の者は、入札参加資格を失うこととなります。 ・ 本工事は、週休2日制確保モデル工事（発注者指定型）の対象となります。 ・ 本入札案件は、労務費ダンピング調査の対象となります。詳細は、伊勢原市ホームページをご確認ください。 ・ 本工事は、概算数量設計による積算です。